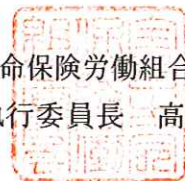


金融庁監督局保険課 御中



平成19年12月3日

全国生命保険労働組合連合会
中央執行委員長 高井 豊



「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見

生保労連は、予ねてより、消費者に対して絶大な影響力を持つ銀行等が保険を販売することについては、「圧力販売」や「預金・決済情報等の流用」等、様々な消費者保護上の問題が生じる懸念が極めて高いと認識しております。

ご高承のとおり、弊連合会では、2005年12月22日からの追加解禁以降、銀行等による保険販売に伴う弊害発生状況等を監視すべく、全国の組合員を通じて「問題事例収集活動」に取り組んで参りました。

その結果、「圧力販売」や「預金・決済情報等の流用」等を中心に4,250件もの問題事例が確認されたことから、「本年12月22日からの全面解禁」について、反対するとともに、現行の弊害防止措置の強化を求めて参りました。

今般、こうした弊連合会の課題提起が十分に踏まえられることなく、当局のモニタリングにおいて「特段の問題なし」との結果が示され、「本年12月22日より全面解禁」との結論が導き出された点につきましては、極めて遺憾と言わざるを得ません。

一方、より一層の消費者保護をはかるべく、全面解禁後もモニタリングを継続実施するとともに、現行の弊害防止措置を補強する観点から、監督指針上の諸対応を行うことが示された点につきましては、弊連合会として理解し得るものと考えており、こうした諸対応が真に実効性あるものとなるよう、強く望んでおります。

かかる認識の下、今般の監督指針の一部改正にあたり、生命保険産業に働く者の立場から、次の通り意見・要望を申し述べさせていただきます。

1. II-3-3-9-2 非公開金融情報・非公開保険情報の取扱いについて

(意見)

- ・「非公開金融情報を利用しようとする場合には事前に同意をとらなければ商品説明を行えない」とする点について、その同意取得が形骸化することのないよう、書面による同意を義務付ける必要があると考えるが、この点について、貴局の見解を確認したい。

(理由)

- ・非公開金融情報については、当該顧客の事前同意を前提に商品説明に利用することが可能となっているが、現行、商品説明の段階においては、書面による同意取得が義務付けられていないこともあり、事前同意が口頭にて形式的に行われ、顧客の十分な理解が得られないまま保険募集が進められている実態にある。
- ・昨今、厳格な個人情報の取り扱いが求められる中、非公開金融情報の利用にあたっては、一層慎重な対応が求められるものと認識しており、同意取得の形骸化を防止する観点から、顧客の事前同意を書面により取得することを義務付け、顧客の十分な理解を得たうえで、非公開金融情報を利用するといった態勢整備が求められるものと考えらる。

2. II-3-3-9-9 公正取引委員会ガイドライン関係について

(1) モニタリング態勢について

(意見)

- ・当該ガイドラインの遵守状況を含め、銀行等による保険販売の弊害発生状況については、貴局の主体的・能動的な監視・把握が必要であると考えているが、貴局が現段階で検討しているモニタリング期間の監督・監視体制の具体的な方策について確認したい。
- ・また、モニタリングにあたっては、例えば、加入者・消費者に対して「無記名式アンケート」を実施する等、潜在化しやすい問題を的確に把握し得る手法が求められるものと考えらるが、この点について、貴局の考え方をお伺いしたい。

(理由)

- ・銀行等は消費者に対して優越的な地位にあることから、とりわけ、「圧力販売」については、消費者より被害の申し出が挙がりやすく、問題が潜在化する傾向にある。
- ・こうした消費者被害の実態を把握するためには、従来の相談窓口の受付状況の確認や保険会社等に対するヒアリング等によるモニタリングのみによらず、能動的な調査手法も加えたうえで金融庁として定期的なモニタリングを実施する必要があるものと考えらる。

える。

(2) 全面解禁による弊害が認められた場合の対応について

(意見)

- ・全面解禁に伴い、「圧力販売」等の弊害が明らかとなった場合には、さらなる監督指針の改正や弊害防止措置の新設・強化といった対応にとどまらず、解禁商品の見直し等、銀行等による保険販売そのものに関する見直し等も視野に入れた対応が必要と考えているが、貴局の見解を確認したい。

(理由)

- ・今般の解禁により、保障性商品を含めた全ての保険商品を銀行が販売できることとなるが、とりわけ保障性商品において、「優越的な地位の濫用」「取引強制」「抱き合わせ販売」等により、消費者の自由意思による保険加入が制約された場合には、万が一の際のご遺族等の生活基盤を脅かす等、重大な消費者被害が発生することが懸念される。
- ・このような場合、これまで以上に消費者被害等の防止が急務となるものと認識しているが、弊害防止措置等の強化等の検討と併せて、解禁商品の見直し等も念頭に置いた早急な対応が求められるものとする。

3. その他

(要望)

- ・幣連合会としては、これまでの問題事例収集結果を踏まえ、「銀行等による保険販売には消費者保護上の多くの問題がある」と認識しており、全面解禁以降においても、独自調査等の取組みを実施していくこととしている。こうした取組みの結果得られた問題事例等については、適宜、貴局に連携していく所存であり、今後の検討にあたって十分にご活用いただきたい。

以上